

別表1:評価項目及び評価基準

工事名： 木屋発電所 遮断器(6-10)・断路器(6-33)他更新工事

分類	評価項目	評価内容	配点		
1. 簡易な施工計画 (注1)	(3.0点) 施工計画及び安全管理に関する工夫について	(3.0点) 発注者が指定した施工上の課題への対応が現場条件等を踏まえて的確に図られ、工夫が見られるかどうか。	0.0 ～ 3.0		
2. 企業の技術力 (5.0点)	工事成績評定(注2)	(1.5点) 85点以上	1.5		
		81点以上85点未満	1.1		
		77点以上81点未満	0.8		
		65点以上77点未満	0.4		
		65点未満(工事成績なし)	0.0		
	施工実績(注3)	(1.3点) 特別高圧で受変電設備工事(遮断器または断路器に限る)の施工実績	有	1.3	
			無	0.0	
	品質管理・環境マネジメントシステムの取り組み状況	(0.6点)	ISO9001とISO14001の認証の両方を取得済み	0.6	
			ISO9001又はISO14001の認証を取得済み	0.3	
			認証を未取得	0.0	
	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点(注4)	(0.8点)	福岡県内に主たる営業所がある	0.8	
			福岡県内に主たる営業所がない	0.0	
	建設業労働災害防止協会への加入の有無(注5)	(0.6点)	加入している	0.6	
			加入していない	0.0	
	当該工事の理解度・取り組み状況	(0.2点)	見積公告時における見積の提出あり	0.2	
			見積公告時における見積の提出なし	0.0	
3. 配置予定技術者の技術力 (注6)	同種工事の工事成績評定(注7)	(0.8点)	85点以上	0.8	
			81点以上85点未満	0.6	
			77点以上81点未満	0.4	
			65点以上77点未満又は公共工事の実績を有する	0.2	
			65点未満(工事成績なし)	0.0	
	施工実績(注8)	(0.8点)	特別高圧で受変電設備工事の施工実績	有	0.8
				無	0.0
	配置予定技術者の資格の有無(一級国家資格等の有無を評価する【注9】)	(0.2点)	1級国家資格等を有する	0.2	
			上記以外	0.0	
	経験年数(注10)	(0.2点)	6年以上	0.2	
			3年以上6年未満	0.1	
			3年未満	0.0	
加算点合計		(10.0点)			
施工体制の評価	施工体制評価点(注11)	(1.0点)	低入札価格調査基準比較価格以上で応札	1.0	
			低入札価格調査基準比較価格未満で応札	0.0	
合計		(11.0点)			

(注1) 有効な提案の数により評価する。評価は、1提案当たりの配点を固定化する絶対評価とする。

(注2) 令和3年～令和7年度の間に竣工した福岡県発注の電気工事の工事成績評定(共同企業体の構成員としての評定点を含む。)の平均値(加重平均)により評価する。ただし、前記において対象工事がない場合は、令和2年度～令和6年度に竣工した国土交通省九州地方整備局が発注した電気工事を対象とする(加重平均とする)。

(注3) 平成23年度以降に公共工事の元請として、特別高圧で受変電設備工事(遮断器または断路器に限る)の施工実績の施工実績を施工した実績1件について(共同企業体による施工については、出資割合20%以上の工事に限る。)その実績で評価する。なお、建築付帯電気設備工事を除く。また、公共工事とは、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注する建設工事とする。

(注4) 主たる営業所とは、建設業法に規定する主たる営業所のことをいう。

(注5) 建設業労働災害防止協会の加入は、令和8年3月31日時点における協会加入有無を評価の対象とする。

(注6) 配置予定技術者の評価が最も低いものを加算点の対象とする。

(注7) 平成23年度以降に竣工した福岡県発注の電気工事又は国土交通省九州地方整備局が発注した電気工事での工事成績評定点を評価する。いずれの場合も現場代理人、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は担当技術者として現場に従事した工事に限る。ただし、担当技術者の場合は、従事期間が工期又は監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者の専任を要する期間の50%以上の工事に限るものとし、かつ1ランク下位の評価とする。

(注8) 平成23年度以降に公共工事の元請として、特別高圧で受変電設備工事に現場代理人、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者として現場に従事した実績とする(設置、改築に限る。)。なお、建築付帯電気設備工事を除く。

(注9) 1級国家資格等とは、1級電気工事施工管理技士又は技術士(技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするもの)に限る。)とするものとする。

(注10) 平成23年度以降竣工の同一工事の種類に従事した通算年数(従事した日数の合計を365で除したもの)とする(重複する期間についてはいずれかのみを対象とする。)。ただし、元請として、請負金額は同一工事の種類Aの請負工事標準額の下限値は3,000万円以上とし、現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者として従事した工事に限る。

(注11) 低入札価格調査基準比較価格以上で応札した場合に加点を行い、低入札価格調査基準比較価格未満で応札した場合は加点しない。